

児童発達支援での関わり

発達に関する相談

各市町村では、発達の遅れ、もしくは遅れの疑いがある子どもへの相談を行っています。母子保健担当、子育て支援センターなどにお問い合わせください。

理学療法士は、以下のような相談に対して、
発達の促し方をアドバイスします。

早期発見

寝返りができない

腹ばいを嫌がる

歩行が不安定



早期支援

遊び方の工夫

抱っこの仕方

●専門家による障がいの早期発見・早期支援

市町村では、子どもの各種健診、発達に関する相談などについて、医師や保健師、理学療法士などの専門家が関わっています。

医療的ケア児に関する相談は、市町村の障がい福祉課や医療的ケア児等コーディネーターが相談に応じます。

児童発達支援センターでは、発達支援が必要とみとめられた子どもに、受給者証*が発行されます。

詳しくは市町村の障がい福祉課、こども支援課などにお問い合わせください。

*受給者証とは、受けられる福祉サービスの種類やサービス(日数や時間)が記載されたものです。



児童発達支援



通所や訪問など、未就学児に必要な児童発達支援のサービスを利用して、さまざまな支援が受けられます。

通所系サービス (施設等に通ってサービスを受ける)

●児童発達支援・医療型児童発達支援

医療型:医療的管理下での支援が必要な方

日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供するなどの支援を行います。

児童発達支援

- ・食事、排せつ等の介護
- ・日常生活上の相談支援、助言
- ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援
- ・コミュニケーション支援
- ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

医療型児童発達支援

児童発達支援

+

- ・疾病の治療
- ・看護
- ・医学的管理下における食事、排せつ、入浴等の介護

●児童発達支援センター (児童発達支援事業所)

障がいのある子ども又はその可能性のある子どもに対し、児童発達支援センター(地域の中核的療育機関)もしくは児童発達支援事業所(身近な療育の場)において、集団および個別の発達支援を通じて、日常生活における基本的な動作獲得などを中心に必要な支援を受け、就学前の集団生活に向けた準備を行います。

●保育所等訪問支援

通い先の保育所等の施設を訪問し、障がいのある子ども及びスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法の助言などを行います。



訪問系サービス (自宅でサービスを受ける)

●居宅訪問型児童発達支援

ご自宅に訪問し、重度の障がいがある外出困難な子どもに発達支援を展開します。

相談窓口

各市町村の相談支援事業所などに生活の不安をご相談いただくことで、サービス計画を一緒に考えることができます。

各種サービスが必要な方は、受給者証が必要です。詳しくは市町村の障がい福祉課、こども支援課などにお問い合わせください。